

1. ハード面の環境整備

- ・バリアフリーの仮設住宅が望ましい。
- ・緊急時なので調達が難しければ、標準の仮設に工夫する。

2. 孤立予防の取り組み

(1) 見守り・戸別訪問活動

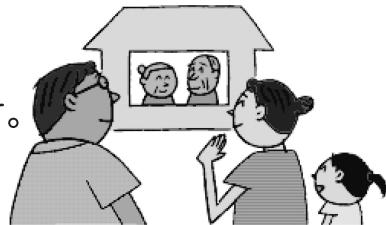
- ・災害時要援護者登録制度登録者の把握

登録者がどこの仮設に入っているか確認し把握します。

- ・新たな対象者の把握

災害により心身の状態が変化し、新たに支援が

必要になった人の把握が必要です。



★入居者のSOSがキャッチできる体制づくり！

…民生児童委員、福祉委員、仮設内自治組織と保健師やCSW等の専門職との連携を強化する

(2) サロン・介護予防活動

- ・サロン活動の実施

孤立防止や、安否確認、気軽な悩み相談など、

様々な効果があります。



★気持ちが内向きになっている方もいるので、！

普段からつながっている人からの声かけが肝心！

- ・誰でも来られる、テーマ別、対象別など、様々なサロンで交流促進を

★外部の応援者任せではなく、地元の人、被災者自身も！ 役割をもって主体的に取り組みましょう。

参考. まちなかサロン・まちなかカフェとは？

校区福祉委員会等住民が中心となって実施している、誰でも参加できる地域の中でのつながりづくりの場です。

まちなかサロン

手芸、歌、体操など、様々なテーマやプログラムを用意して参加者同士の交流を図る取り組みです。



まちなかカフェ

地域ボランティアによる喫茶コーナー。出入り自由で、子どもからお年寄りまで幅広い方の居場所や交流の場になっています。



(3) 情報伝達

・わかりやすい情報提供

被災者支援施策や地域の取り組み等、高齢者や障がい者にもわかりやすく配慮した情報の提供に努める。

・手渡し、口コミ

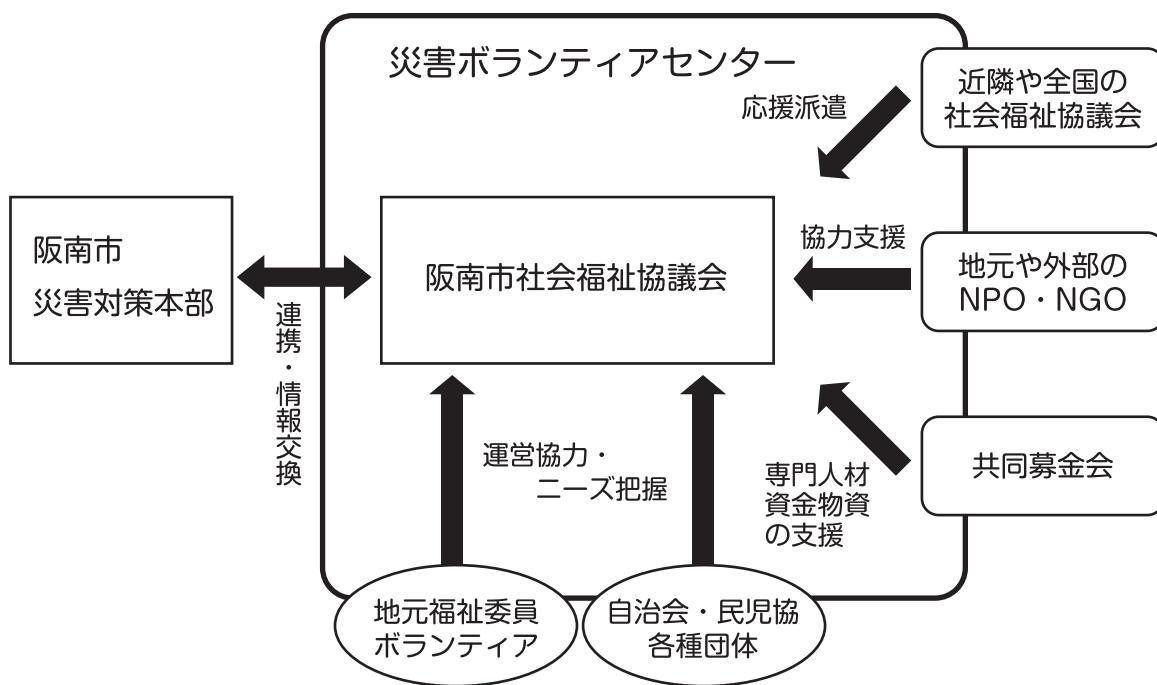
回覧やチラシ配布など、できるだけ顔を合わせて声をかけながら情報提供しましょう。



第1. 災害ボランティアセンターの位置づけ

災害発生時には、被害規模に応じて、要援護者等の災害復旧や生活支援を行うボランティア活動の調整役として、社会福祉協議会を中心として「災害ボランティアセンター」を設置します。

【災害ボランティアセンターの関係図】



被災地の社会福祉協議会を中心に、近隣社協や外部からのNPO、地元ボランティア等の協力・参画のもと運営します。災害復旧復興の貴重な力として、市災害対策本部とも密に連携をとります。

ポイント !

センター運営は、地元のことをよく知る社会福祉協議会や活動者等が中心に行います。

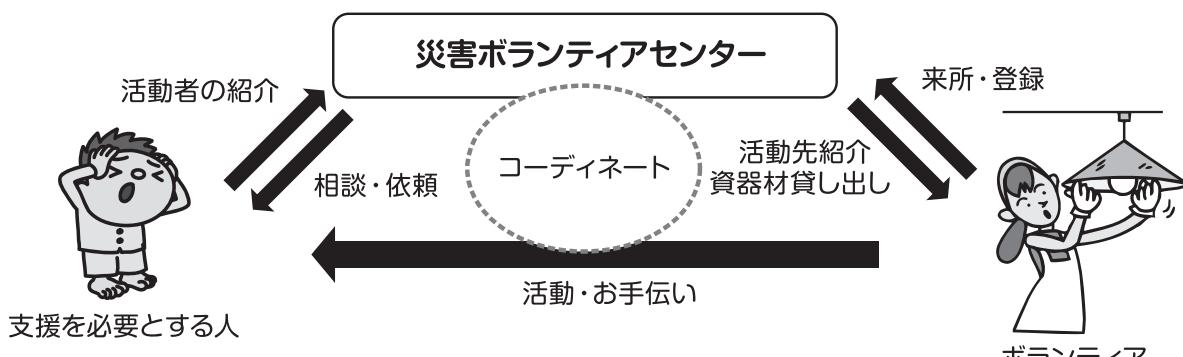


第2. 災害ボランティアセンターの役割

1. 基本的な役割

要援護者等、被災された方で支援が必要な方からのニーズ（需要）を把握し、駆け付けたボランティアを紹介し活動の調整を行います。

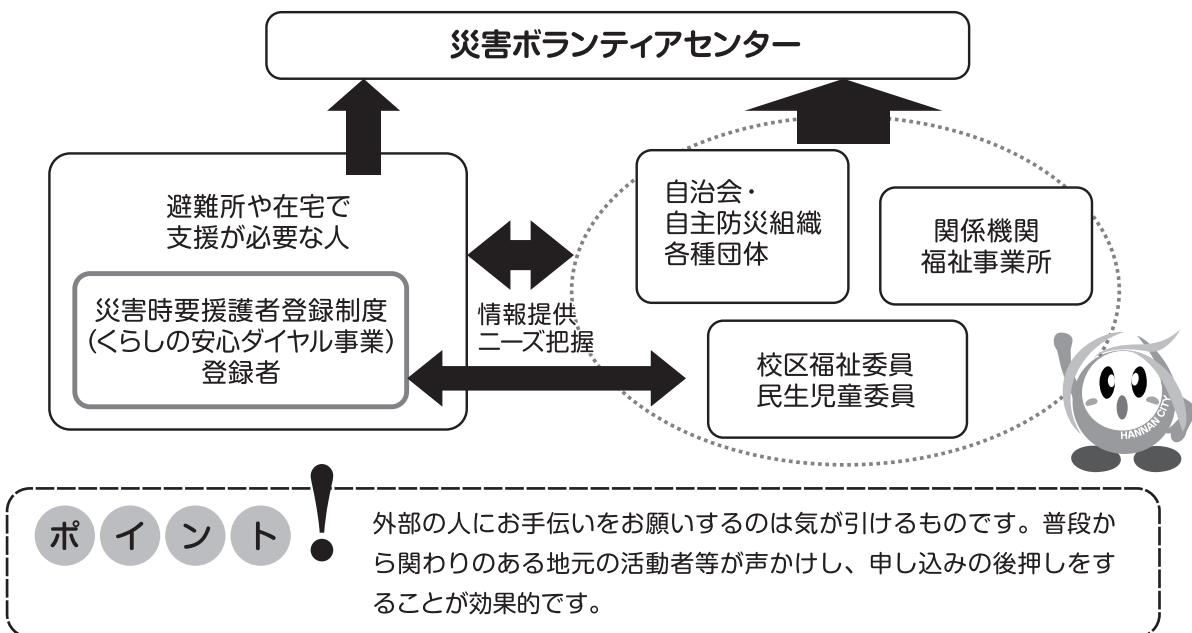
【災害ボランティアセンターの基本的な役割】



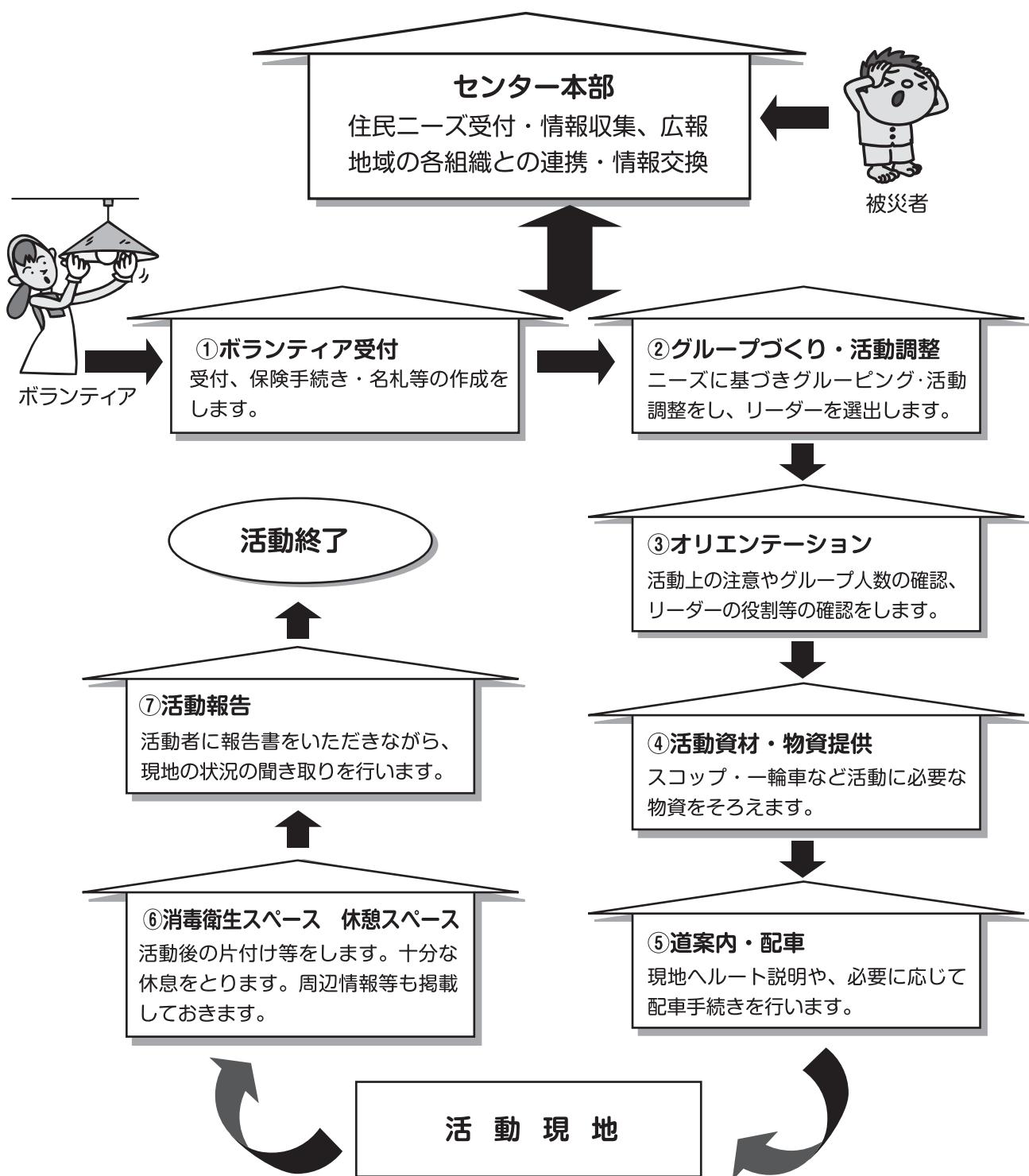
2. 阪南市社協災害ボランティアセンターにおけるニーズ把握

災害ボランティアセンターは被災されたすべての方が支援対象ですが、その中でも高齢者や障がい者などの災害時要援護者については特に支援の必要性が高まることが想定されます。ニーズ（需要）をもれなく把握するために以下のようない体制で取り組みます。

【ニーズ把握の流れ】



第3. 災害ボランティアセンターの流れ（イメージ図）



第4. 災害ボランティアセンターの主な活動（時系列）

災害ボランティアセンターは、発災数日後に立ち上がり、（災害種別や被災規模に応じて）概ね1か月～1年後の閉鎖までの間、課題の移り変わりに合わせて様々な活動をおこないます。

【活動の移り変わりと地域活動者（団体）の役割】

時期	災害ボランティアの活動内容	地域活動者（団体）の役割
（発生直後～1週間）	<ul style="list-style-type: none"> ★災害ボランティアセンター設置の判断 ★センター設置、体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・センターの周知啓発 ・ニーズ（需要）把握 避難所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、配食 ・救援物資の仕分け、配送手伝い ・心理面のケア 被災家屋支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋内外の片づけ、泥出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市とセンター設置の協議 ・地域の被害状況の把握 ・センター運営への参画 ・地域、避難所での広報PR ・要援護者を中心にニーズ聞き取り ・要援護者への食事内容の配慮 ・必要物資の把握、要援護者への個別配慮 ・要援護者への寄り添い、傾聴 ・外部ボランティアの現場への案内
（1週間～3ヶ月）	<ul style="list-style-type: none"> ★避難所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・健康維持のサポート ・心理面のケア ・避難生活上の支援（買い物、移送） ★被災家屋支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋内外の片づけ、泥出し ★仮設住宅支援 <ul style="list-style-type: none"> ・引っ越し支援 ・ニーズ把握 ・見守り支援、サロン活動支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職と連携した運動プログラム ・要援護者への寄り添い、傾聴 ・地元の社会資源や機関との連携 ・もれていますのニーズはないか、状況把握とニーズ聞き取り ・要援護者を中心にニーズ聞き取り ・仮設自治組織との連携 ・地元活動者が中心になり、外部支援との連携
（3ヶ月～1年）	<ul style="list-style-type: none"> ★外部ボランティアの減少 ★仮設住宅支援 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な生活支援 ・コミュニティの再構築 ★センター閉鎖・移行 <ul style="list-style-type: none"> ・通常のボランティアセンターへの移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続したボランティアとの連携 ・地元ボランティアや活動者が中心の要援護者支援 ・地元活動者による継続した福祉活動、まちづくり活動

終わりに

災害時における円滑な要援護者支援を行うには、日常からの身近な地域での活動が重要となります。被害を抑えるためには、日ごろからの防災訓練などの取り組み、住宅の中や周りの安全確認、隣近所とのコミュニケーションが大切になります。

今後も、本プランを行政各関係機関や地域の関係団体に周知し、災害に対する意識を高め合い、災害時における要援護者を余すことなく安否確認ができる体制の構築に取り組みます。



資料1 (各種様式)

災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）

登録申請書 31ページ

災害時要援護者名簿1・2 33ページ

災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書

..... 34ページ

災害時要援護者登録制度
(くらしの安心ダイヤル事業) 登録申請書

登録番号

阪南市長 様

私は、災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)への登録を希望します。私が登録した個人情報については、阪南市・自治会・自主防災組織・社会福祉協議会(校区福祉委員会)・民生委員児童委員協議会・いきいきネット相談支援センターに、必要に応じて提供することに同意します。(申請後、住民基本台帳・介護認定情報・障がい者手帳情報を確認することについても併せて同意します。)

1.あなたの情報

申請日 年 月 日

フリガナ		血液型	性別
氏名		(A・B・O・AB)	(男・女)
生年月日	(明治・大正・昭和・平成)	年 月 日	生まれ(歳)
住所	阪南市		
電話番号	072 -	-	/FAX 072 -
	携帯	-	-
世帯構成	独居・同居()		
介護保険	未利用・要支援(1・2)・要介護(1・2・3・4・5)		
	事業所／ケアマネージャー()		
障がい手帳	身体障がい者手帳()級 障がい名()		
	療育手帳()程度	精神障がい者保健福祉手帳()級	
緊急通報装置の設置	あり・なし		

2. 緊急時の連絡先

家族 親族	さん(続柄)	TEL	-	-
	住所	携帯	-	-
	さん(続柄)	TEL	-	-
かかりつけ医	病院	TEL	-	-
その他	さん	TEL	-	-
担当 民生委員	さん	TEL	072-	-
支援者①	さん	TEL	-	-
支援者②	さん	TEL	-	-

項目別記入用紙

A ランク	「日常からの見守り」 お近くの福祉委員や民生委員、ボランティアなどが声かけ訪問いたします。
希望の有無	希望する · 希望しない
見守りしてほしい 頻度・方法	(週 · 月)に()回 程度 (訪問 · 電話)
B ランク	「地域の行事へのお誘い」 校区福祉委員会や自治会、老人会等の行事の情報があればお誘いします。
希望の有無	希望する · 希望しない
趣味や特技 特に希望する情報など	
C ランク	「災害時の安否確認など」(※1) 災害時に安否確認等を行います。こちらは全員の方が対象になります。
希望の有無	全員対象
お近くの避難所	
連絡時に必要な配慮	※視力・聴力の障がいなど
日常時の移動	自力で歩行可 · 補助が必要()
普段寝ている場所	
避難後の医療に関する注意点 (※「透析」「血圧の薬を服用」など)	医療: 服薬:
その他伝えておきたいこと (※食事制限やアレルギーなど)	

※1災害時の安否確認等については、地域の支援者が善意による地域活動として
可能な範囲で行うもので、責任を負うものではありません。

阪南市災害時要援護者名簿1

○○自治会				該 当 者				緊急連絡先(1)		
名簿NO.	氏名	フリ ガナ	性 別	生年月日	住所	電話番号	世帯構成	名前・続柄	住所	電話番号
△-1	阪南 太郎	ハンナン タロウ	男	S11.11.1 1	尾崎町35-1	Tel&Fax 999-9999 090-0000- 0000	独居	阪南 二郎 (次男)	泉南市樽井1-1-1	Tel&Fax 000-0000 080-0000- 0000
△-										
△-										
△-										
△-										
△-										

厳秘・コピー厳禁

緊急連絡先(2)			そ の 他			
名前・続柄	住所	電話番号	民生 委員	支援者	ランク	備考
阪南 花子 (長女)	泉佐野市市場東1- 295-3	Tel&Fax 111-1111 070-0000- 0000	鈴木	山田 太郎	C	・人工透析 ・車イス使用 ・耳が遠い

阪南市災害時要援護者名簿2

厳秘・コピー厳禁

○○自治会		該 当 者			
名簿NO.	氏 名	フリガナ	住 所	希望ランク	
△-1	阪南 太郎	ハンナン タロウ	尾崎町35-1	C	
△-					
△-					
△-					
△-					
△-					

阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書

阪南市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、阪南市災害時要援護者支援プランに基づく阪南市災害時要援護者登録申請書副本及び阪南市災害時要援護者名簿副本（以下「災害時要援護者名簿等」という。）の取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、災害時要援護者名簿等について、適切に取り扱うものとする。

（収集の制限）

第2条 乙は、災害時要援護者名簿等により要援護者の災害時の支援に必要な個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲で行うものとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第3条 乙は、災害時要援護者名簿等を要援護者の支援以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（災害時要援護者名簿等の管理）

第4条 乙は、災害時要援護者名簿等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、厳重な保管場所を定め、適切に管理しなければならない。

（秘密の保持）

第5条 乙は、災害時要援護者名簿等から知り得た個人情報及び災害時の支援に必要な個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。要援護者の支援の役割を離れた後においても同様とする。

（複写及び複製の禁止）

第6条 乙は、甲が指示した以外は、災害時要援護者名簿等を複写し、又は複製してはならない。

（協力者への周知）

第7条 乙は、要援護者支援活動協力者に対して、災害時要援護者名簿等から知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（災害時要援護者名簿等の返還）

第8条 乙は、災害時要援護者名簿等を保有する必要がなくなったときは、速やかに災害時要援護者名簿等を甲に返還するものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、災害時要援護者名簿等の管理等について必要と認めるときは、隨時協議するものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、災害時要援護者名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じる恐れのあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び協議を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市

乙 大阪府阪南市
○○会



解説

名簿等、情報を提供する際には、市と各情報提供団体との間で、名簿取扱いに係る協定書の締結をし、団体における情報管理の確実性を担保し、個人情報保護への認識を深めていただることとしております。

特に名簿の取扱いについて、下記の事項に努めていただきます。

1. 名簿の目的として、「災害時要援護者名簿」の個人情報は、団体の代表者が、災害時に災害時要援護者を支援する場合及び要援護者と支援者との仲介を行う場合に限り使用することができます。（協定書第3条）
2. 名簿の管理について、「災害時要援護者名簿」は、団体の代表者が責任をもって、厳重に保管した上で、適切な管理をしていただきます。（協定書第4条）
3. 第三者への提供について、災害時などの緊急事態を除き、「災害時要援護者名簿」から得られる個人情報を、本人の同意なしに第三者に提供することはできません。（協定書第3条）

名簿の閲覧により知り得た個人情報は、団体の役員や支援者をやめた後も他人に提供してはならないこととしています。（協定書第5条）

資料2 (防災資料等)

地域防災計画の概要 37ページ

災害時要援護者支援連絡調整会議設置要綱
..... 41ページ

■ ■ ■ ■ ■ 地域防災計画の概要 ■ ■ ■ ■ ■

1 計画の目的

阪南市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、市域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民との相互協力及び連携を図りながら市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的としています。

2 計画の内容

この計画は、市域において過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、本市において発生し得るべき災害を想定し、次の事項を定めています。

- (1) 市及び防災関係各機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱
市及び防災関係各機関などの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定めています。
- (2) 災害予防対策
災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度ににくい止めるための措置について基本的な計画を定めています。
- (3) 災害応急対策
災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定めています。
- (4) 災害復旧対策
災害復旧の実施について基本的な計画を定めています。



■ ■ ■ ■ ■ 避難収容体制の整備 ■ ■ ■ ■ ■

【方針】

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備を図る。

避難所及び避難地は、災害の種類や状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに、避難施設及び周辺環境の整備に努める。

【現況】

避難所は、次表のとおりである。（平成26年3月現在）

No.	施設名	収容可能面積(m ²)	収容可能人員(人)	所在地	電話
1	尾崎中学校	1,258	620	尾崎町5丁目33-14	473-2012
2	地域交流館（旧尾崎小学校）	625	310	尾崎町1丁目18-15	
3	福島住民センター	256	120	尾崎町5丁目30-22	
4	マリンタウン福島住民センター	107	50	尾崎町8丁目38-2	
5	尾崎小学校	748	370	尾崎町5丁目33-8	473-0541
6	西鳥取小学校	806	400	鳥取72	471-0061
7	鳥取住民センター	304	150	鳥取668-9	471-2210
8	和泉鳥取住民センター	100	50	和泉鳥取880-2	
9	桑畠住民センター	50	20	桑畠352-13	
10	和泉鳥取台住民センター	129	64	自然田466-111	
11	新町住民センター	219	100	新町298	
12	舞小学校	768	380	舞4丁目6-31	471-6075
13	シーサイド貝掛住民センター	54	20	貝掛63-4	

No.	施設名	収容可能面積(m ²)	収容可能人員(人)	所在地	電話
14	貝掛住民センター	149	70	貝掛1215-1	
15	下莊小学校	745	370	箱作1055	476-0444
16	箱作住民センター	300	150	箱作1049	
17	いずみが丘住民センター	165	80	箱作1569-101	476-0297
18	鴻和住民センター	190	90	箱作2861-73	476-0910
19	箱作小学校	749	370	箱作2320	476-2233
20	舞西住民センター	300	150	舞2丁目16-20	
21	光陽台住民センター	252	120	光陽台2丁目14-9	
22	東鳥取小学校	735	360	自然田1454	471-0244
23	自然田住民センター	310	150	自然田1752-1	
24	自然田第3住民センター	167	80	自然田1536-6	
25	自然田第4住民センター	168	80	自然田1664-3	
26	桜ヶ丘住民センター	82	40	自然田169-12	
27	波太小学校	708	350	石田600-1	471-3150
28	石田住民センター	219	110	石田494-5	
29	鳥取中住民センター	261	120	鳥取中293-2	
30	黒田住民センター	249	120	黒田5-3	
31	下出住民センター	255	120	下出701-4	
32	さつき台住民センター	234	110	さつき台1丁目24-2	
33	朝日小学校	739	360	自然田272-1	473-2014
34	鳥取東中学校	1248	620	和泉鳥取1455	473-0757
35	山中渓住民センター※参照	157	70	山中渓245	
36	緑ヶ丘住民センター	235	110	緑ヶ丘1丁目13-26	
37	万葉台住民センター	131	60	箱作446-73	
38	桃の木台西住民センター	300	150	桃の木台5丁目9-9	

No.	施設名	収容可能面積(m ²)	収容可能人員(人)	所在地	電話
39	プロヴァンスの丘住民センター	146	70	箱作2875-198	
40	南山中住民センター	115	50	箱の浦382-67	
41	箱の浦住民センター	115	50	箱の浦60-13	
42	鳥取三井住民センター	94	40	鳥取三井3-4	
43	箱作東住民センター	173	80	箱作945-1	476-2712
44	箱作西住民センター	230	110	箱作1619-1	476-0913
45	箱の浦東住民センター	232	110	箱の浦1-76	
46	貝掛中学校	1,247	620	貝掛1372	476-1156
47	上荘小学校	751	370	下出548-1	473-2727
48	府立泉鳥取高校	1,335	660	緑ヶ丘1丁目1-10	471-2921
49	飯の峯中学校	1,313	650	桃の木台3丁目9-1	476-2050
50	桃の木台小学校	858	420	桃の木台5丁目423-33	476-3040
51	桃の木台東住民センター	287	143	桃の木台3丁目8-1	
52	桃の木台南住民センター	281	140	桃の木台7丁目1-9	

※山中渓住民センターについては、土石流災害以外の避難所とする。

阪南市災害時要援護者支援連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 災害が発生したときに援護を必要とする者（以下「災害時要援護者」という。）に対して、行政をはじめ関係機関団体及び市民が一体となり、地域で連携して迅速かつ的確に避難支援活動等を実施するため、阪南市災害時要援護者支援連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報伝達体制の整備に関すること。
- (2) 災害時要援護者情報の共有に関すること。
- (3) 災害時の円滑な要援護者対策の実施に関すること。
- (4) 災害時要援護者に対する支援活動の普及啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 連絡調整会議の委員（以下「委員」という。）は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡調整会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡調整会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。
3 連絡調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(作業部会)

第8条 連絡調整会議は、所掌事務の検討、調査、研究等を円滑に推進するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、作業部会委員から作業部会長を互選する。
- 4 作業部会長は、作業部会の会議を掌理する。
- 5 作業部会の会議は、必要に応じて作業部会長が招集し、作業部会長がその議長となる。
- 6 作業部会で検討した事項は、連絡調整会議に報告する。
- 7 作業部会長が必要と認めるときは、作業部会委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び作業部会委員は、連絡調整会議及び作業部会（以下「連絡調整会議等」という。）において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 連絡調整会議等の庶務は、市長公室危機管理課、福祉部市民福祉課及び阪南市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議等の運営並びにその他必要な事項は、それぞれ会長及び作業部会長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 最初に招集される連絡調整会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	構成員
関係機関・団体	阪南市自治会連合会代表
	阪南市自主防災組織代表
	阪南市社会福祉協議会代表
	阪南市校区福祉委員会代表
	阪南市民生委員児童委員協議会代表
	阪南市赤十字奉仕団代表
	大阪府泉南警察署代表
	泉州南消防組合代表
	社会医療法人生長会阪南市民病院代表
阪南市	市長公室長
	総務部長
	福祉部長
	健康部長

別表第2（第8条関係）

区分	構成員
関係機関・団体	阪南市自治会連合会代表
	阪南市自主防災組織代表
	阪南市社会福祉協議会代表
	阪南市校区福祉委員会代表
	阪南市民生委員児童委員協議会代表
	阪南市赤十字奉仕団代表
	阪南市連合婦人会代表
	阪南市老人クラブ連合会代表
	阪南市ボランティアセンター代表
	阪南市いきいきネット相談支援センター代表
	市内に事業所を置く介護サービス事業者代表
	市内に事業所を置く障がい福祉サービス事業者代表
	阪南市障がい者（児）団体連絡協議会代表
	大阪府泉南警察署代表
	泉州南消防組合代表
	大阪府泉佐野保健所代表
	社会医療法人生長会阪南市民病院代表
阪南市	市長公室危機管理課
	総務部市民協働まちづくり振興課
	福祉部市民福祉課
	福祉部こども家庭課
	福祉部生活支援課
	健康部介護保険課
	健康部健康増進課

阪南市災害時要援護者支援プラン

平成26年3月作成

発行：阪南市
阪南市民生委員児童委員協議会
阪南市社会福祉協議会

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1
TEL072-471-5678 (代表)

この冊子は、平成25年度市町村民児協活動振興事業助成金を活用して作成しました。